

京都大学教育研究振興財団助成事業  
成 果 報 告 書

平成30年5月18日

公益財団法人京都大学教育研究振興財団

会 長 辻 井 昭 雄 様

所属部局・研究科 法学研究科 法政理論専攻

職 名・学 年 博士後期課程3年

氏 名 北 村 理 依 子

助 成 の 種 類	平成 29 年度 ・ 在外研究助成	
研 究 課 題 名	国際法における信教の自由	
受 入 機 関	スイス連邦、ジュネーブ州、ジュネーブ市、国際・開発研究大学院	
渡 航 期 間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日	
成 果 の 概 要	タイトルは「成果の概要／報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有( )	
会 計 報 告	交付を受けた助成金額	2,653,000円
	使用した助成金額	2,653,000円
	返納すべき助成金額	0円
	助成金の使途内訳	渡航費・滞在費 2,653,000円 ----- ----- ----- ----- -----
当財団の助成について	貴財団のご支援により、物価高のジュネーブにて不自由することなく研究活動に励むことができました。貴財団の手厚いご支援に感謝申し上げます。経済的不安をできる限り解消することは、本業に専心するための重要な一要素です。今後とも、貴財団により一人でも多くの研究者が大きな成果をあげられることをお祈りしております。	

博士論文の目的は、国際人権法を理解するための一要素である「人権の普遍性」の議論を出発点とし、信教の自由の普遍性を考察することを目的として、国際法上の信教の自由を同定することである。すなわち、信教の自由の普遍性は見られるのか、そしてそれはどの程度見られるのかという視点から、信教の自由の内容を整理して、その普遍性の基盤をなす原理が何か、あるいは、その普遍性を揺るがす原理が何かを検討している。本年度は、出発点である人権の普遍性の議論を研究対象とした。

人権の普遍性に関連する議論は複数あるが、そのうち本研究が扱うのは、普遍主義と文化相対主義（あるいは地域主義）の対立である。両主義ともに論者によって違いはあるが、そのコアとなるのは以下である。普遍主義は、人権の普遍性は人権それ自体に埋め込まれているものであり、その主たる理由は、人権の骨子である平等性から人権を持つ者は国・地域に拘らず同様の人権を持つことが導かれるため、というものである。その中核には、人間の尊厳、平等という概念が存在する。一方、文化相対主義は、国際文書に示された人権規則は、各国の歴史、宗教、文化および種族構造を考慮に入れた上で解釈・適用されなければならないとする。この立場は、しばしば西側諸国に対立するところの発展途上国が主張することから、共同体自治や自決権を根拠に主張されることも多い。そして、西洋諸国が西洋の産物である人権をアジア・アフリカ諸国に押し付ける行為は、文化帝国主義に他ならないとする。こうした対立は、人権の普遍主義が国際文書の形で登場したときから現実に看守できる。国際文書における人権の普遍性に関連する文書として挙げられるのが、1993年のウィーン宣言である。同宣言は人権の普遍性および不可分性を謳うものであり、西側諸国のみならずその他の多くの国からも支持を受けて採択された。一方で、この前後にバンコク宣言およびクアラルンプール人権宣言がそれぞれ採択され、アジアの基本的な人権観がまとめられた。人権の普遍性との関連でいえば、ここでは、人権は国家的及び地域的特殊性と、様々な歴史的、文化的、宗教的背景に留意しなければならない旨が述べられている。さらに、ウィーン宣言の起草過程をたどると、この文書で人権の普遍性が謳われるようになった理由は米国外交政策の原則が採用されたためであり、人権の普遍性は法的に実証されたものではなく政治的な主張にすぎないとする研究もある。

このように対立しているように見えるが、理論的にはこの対立は解消されている。すなわち、人権の普遍性は CONCEPT（概念：ここでは実体面）の段階では認められるが、CONCEPTION（概念：ここでは解釈段階）および IMPLEMENTATION（適用）の段階では相対性が認められるということである。CONCEPTの段階で普遍性を保つのは、機能的要請から、つまり脆弱な個人を組織的な社会の脅威から保護するために必要であるからであり、また現実に多くの国が人権という概念の存在を認めているからである。さらに、人権の中でも生命権、拷問からの自由など、実際に内容が普遍的な人権もあると主張される。このように、両者が歩み寄る形での理論が優勢である。

このほか、理論的には人権の性質を考慮して人権の普遍主義と文化相対主義を考察するアプローチもある。すなわち、普遍主義が人権の内容として前提とする平等は、同様に

人権の内容である自由とどこまで整合的に推進できるのかという点である。つまり、平等と自由は対立概念と捉えられるのである（たとえば、社会で現実に存する不平等は、各人の自由を制御することなしには是正できない）。また、各論的ではあるが、社会的に脆弱な立場に立つ人たちにより多くの権利を付与することで、人権を支える基盤、すなわち平等の原則がおぼつかなくなるといった意見がある。こうした議論は、法的に認められる「自由」・「平等」と一般名詞における自由・平等を区別することで回避できる。すなわち、法的に認められる「自由」にも「平等」にも必ず一定の制限がかかっており、それぞれの無限なる追求は拒絶されている。換言すれば、自由と平等がうまく均衡するように両者の範囲が定義されている、とするのである。

ここに記した成果は、資料からのみならず、本年度夏季に、人権の普遍性・相対性の議論を牽引しているヘルシンキ大学に赴き資料収集を行い、同大学における国際法セミナーに参加する中でセミナーのスピーカーと意見交換を行ったことに大きく拠っている。